

総合体育館 天井改修工事のお知らせ

総合体育館 ☎ (93) 2441

4月より、総合体育館の天井改修工事に伴い、施設内の一部を閉鎖します。

ご利用の皆さんには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。

▼閉鎖期間 4月1日(木)～9月30日(木)

▼閉鎖場所 第1競技場、第2競技場(卓球場)
※ただし、柔道場、剣道場、トレーニング室、会議室はご利用できます。



「いけばな教室」のようす

文化庁補助事業 親子いけばな教室の展示会

生涯学習課 ☎ (93) 5200

伝統的な文化を子どもたちに体験や習得をしてもらうため、親子で参加していただく「いけばな教室」が開催されました。この事業は、一般募集より応募され、採択された事業です。文化庁の補助をうけて、令和2年8月から令和3年1月までの6回実施されました。

今回、楽しく学んだその成果を展示会として発表します。日本の伝統文化に触れ、楽しい時間を過ごしませんか。

▼開催日 1月24日(日)

午前11時～午後4時30分

▼場所 中央公民館展示室

災害時等における施設の使用 に関する覚書を締結しました

災害対策室 内線3522
2階 14番窓口

令和2年10月16日に北新田自治会と災害時等における施設の使用に関する覚書を締結しました。

この覚書は、災害時等において北新田自治会の所有する施設を臨時避難所として使用することについて定められたものであり、自主的な判断により避難所を開設することができません。

令和3年度 就学援助制度のお知らせ

学校教育課 内線342
2階 11番窓口

扶桑町では、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校に必要な費用(学用品費・給食費等)の一部を支給しています。

受給を希望される方は、申請してください。

なお、就学援助の申請は、毎年度必要です。令和2年度の援助を受けていた方で、引き続き令和3年度の援助を希望される場合も、申請してください。

▼対象となる方

「扶桑町に住民登録があり、令和3年度に扶桑町立の小中学校に在学している児童生徒」の保護者で、次のいずれかに該当する方

(令和3年3月末日までに扶桑町外へ転出する方は、学校教育課までご相談ください。)

1. 生活保護を受けている方
 2. 生活保護が停止又は廃止された方
 3. 町民税が非課税又は町民税の減免を受けた方
(最新年度の町民税非課税証明書を添付してください。)
 4. 個人事業税又は固定資産税が減免された方
 5. 国民年金の掛金が減免又は国民健康保険税が減免若しくは徴収猶予された方
 6. 児童扶養手当が支給された方
(児童扶養手当証書の写しを添付してください。)
 7. 生活福祉資金の貸付を受けた方
 8. 失業対策事業適格者手帳を持っている方又は職業安定所登録日雇労働者である方
 9. その他
- (1)世帯全員の当該年度所得が生活保護法の基準の1.2倍以下である方
(令和2年1月2日以降に扶桑町に転入した方は、最新年度の町民税課税証明書または非課税証明書を添付してください。)
- (2)特別な事情や理由がある方
(理由書を添付してください。)
- ご不明な点がございましたら、学校教育課までお問い合わせください。